

## ＝ 補助団体の監査結果公表 ＝

地方自治法第一九九条第七項の規定により実施した監査の結果を次のとおり報告し公表する。

### 一 監査対象

大崎町社会福祉協議会

・大崎町社会福祉協議会運営補助金

### 二 監査の期日

平成21年6月19日

### 三 監査の結果

① 平成20年度の補助金の執行状況について監査の結果、補助金の交付に伴う諸手続きは、町補助金交付規則に基づいて適正に処理されており、町からの補助金は確実に収納され、これに伴う支出も補助目的に沿って執行されていることを確認した。

② 会計経理に関する事務処理並びに帳簿及び証拠書類の整理は、適正に処理されていることが認められた。

### 四 監査意見

平成21年6月19日

社会福祉協議会の安定的な運営のために、介護保険事務所の充実、社会福祉協議会会費徴収等財源確保に努めるとともに、町民に対し社会福祉協議会の事業活動に対する理解を求めるための啓発活動を積極的に行い、利用者に満足されるサービスの提供に努められたい。

平成21年6月26日

大崎町監査委員 四本 庸一・後迫 哲矢

## 定額給付金の申請書提出期限は 10月1日まで！

申請書の提出期限まで残された期間が、約1ヶ月半となりました。

定額給付金の給付を希望される方で、まだ申請がお済みでない方は、早めに申請してください。

窓口申請（本庁・野方支所）受付は、10月1日まで、郵送の場合は、10月1日付けの消印有効となります。

また、申請用紙を紛失された場合や、不明な点等がございましたらお気軽に下記の間合せ先までご連絡ください。



【お問い合わせ先】 大崎町役場 定額給付金係 TEL 476 - 1111 (内線 173)